

# 株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

**株式会社 カブコム**

代表取締役会長 辻 本 憲 三

## 第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年6月14日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、71頁から72頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成24年6月15日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号  
大阪キャッスルホテル 6階会場  
（末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第33期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
    2. 会計監査人および監査役会の第33期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 監査役4名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第4号議案 会計監査人選任の件
  - 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
  - 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」ならびに「株主総会参考書類」に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.capcom.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期末の円安や株価上昇などにより復調の兆しが見られましたものの、電力供給不足への懸念や欧州の財政危機に加え、円相場の高騰に伴う輸出環境の悪化や株安により景気は踊り場状態が続き、先行き不透明感を払拭できませんでした。

当業界におきましては、新型携帯ゲーム機の登場や一部ハード価格の値下げに加え、人気タイトルの投入により国内市場が盛り上がるなど、年末年始商戦は活況を呈しました。

一方、携帯電話やスマートフォン（高機能携帯電話）の台頭に伴い、低価格かつ参入障壁が低いソーシャルゲームの急成長により新たなプラットフォームの存在感が増すなど、構造的な変化の波が押し寄せてまいりました。

こうした環境のもと、当社は、基軸部門のコンシューマ・オンラインゲーム事業およびモバイルコンテンツ事業において、開発費の抑制など効率的かつ迅速な事業展開を図るため、家庭用ゲーム機、パソコンに加え、携帯電話やスマートフォン向けの開発部門を再編いたしました。また、収益源の拡大を目指してソーシャルゲームの開発、供給に先手を打つなど、オンラインビジネスの強化に取り組んでまいりました。

加えて、既存顧客の深耕や新規ユーザーの開拓を目指して「バサラ祭2011～夏の陣～」や「モンスターハンターフェスタ'11」などの各種イベントの開催や全国的な販促キャンペーンに加え、知名度の向上やファン層の拡大等、人気ソフトとの相乗効果の創出を図るため、劇場版アニメ「劇場版 戦国BASARA-The Last Party-」や「逆転裁判」が全国上映されるとともに、人気キャラクターを活用した飲料水の発売など、有力コンテンツによるコラボレーション展開を推し進めました。

さらに、機動的なグループ展開を図るため米国子会社傘下のソーシャルゲーム会社を当社の直轄子会社としたほか、モバイルコンテンツ事業の拡充に経営資源を注力するなど、市場環境の変化に対応した経営展開を行ってまいりました。

この結果、売上高は前期のコンシューマ・オンラインゲーム事業において、大型ソフトの投入が相次いだ反動や当初予定していた主力タイトルが次期にずれ込んだことなどにより、820億65百万円（前期比16.0%減）となりました。利益面につきましては、営業利益123億18百万円（前期比13.8%減）、経常利益118億19百万円（前期比8.1%減）、当期純利益67億23百万円（前期比13.2%減）となりました。

なお、当社はIR活動に注力しておりますが、昨年特に優れたアニュアルレポート（年次報告書）を表彰する「日経アニュアルレポートアワード2011」において「優秀賞」の荣誉に輝きました。

## 部門別の状況

### 〔コンシューマ・オンラインゲーム部門〕

当部門におきましては、ニンテンドー3DS向け目玉タイトル「モンスターハンター3（トライ）G」が160万本を突破するなど手堅く伸長したほか、期末に発売した旗艦ソフトの「バイオハザード オペレーション・ラクーンシティ」（プレイステーション 3、Xbox 360用）も一定の出足を示しましたが、「ストリートファイター×（クロス） 鉄拳」（プレイステーション 3、Xbox 360用）は軟調に推移いたしました。

しかしながら、いずれも販売本数が100万本を超えたことにより、3作品のミリオンタイトルを輩出することができました。

また、「アスラズ ラース」（プレイステーション 3、Xbox 360用）、「バイオハザード リベレーションズ」（ニンテンドー3DS用）や「アルティメット マーヴル VS. カプコン 3」（プレイステーション 3、Xbox 360、プレイステーション・ヴィータ用）など、趣向を凝らした多彩なソフトを投入するとともに、多面的な商品展開の一環として数多くの提携ソフトを発売いたしました。

一方、オンライン専用ゲームの「モンスターハンター フロンティア オンライン」シリーズ（パソコン、Xbox 360用）が安定した人気に支えられ好調裡に終始いたしました。

この結果、前期に大型タイトルを複数投入した反落や有力ソフト「ドラゴンズドグマ」（プレイステーション 3、Xbox 360用）の発売延期などにより、売上高は535億1百万円（前期比23.9%減）、営業利益105億2百万円（前期比16.0%減）となりました。

#### [モバイルコンテンツ部門]

当部門におきましては、「スヌーピー ストリート」が日本やアジアで健闘したほか、「モンスターハンター」シリーズのグリー向け「モンハン探検記 まぼろしの島」が着実に会員数を増やすとともに、同じくMobage（モバゲー）用に提供した「みんなと モンハン カードマスター」も好伸したことにより、いずれも会員数が100万人を超えるなど、底力を発揮しました。

また、交流サイト世界最大手のフェイスブックと連動して配信を行った「スマーフ・ビレッジ」が好調に推移したことにより、当社の戦略ブランドであるビーラインタイトルは、国内外合せて5,600万件のダウンロード数を突破するなど、収益力アップに大きく寄与しました。

この結果、売上高は63億8百万円（前期比56.6%増）、営業利益23億85百万円（前期比74.6%増）となりました。

#### [アミューズメント施設部門]

当部門におきましては、昨年3月に発生した東日本大震災による自粛ムードの影響や娯楽、消費支出の多様化などにより来場者数は減少しましたが、「安・近・短」の身近な娯楽としてアミューズメント施設が見直されてきたことに加え、節約志向も追風となって、市場は回復基調に転じてまいりました。

このような状況下、各種イベントの開催や既存店のリニューアルを実施したほか、新規需要の掘り起こしを図るためサービスデーの実施など、顧客志向に立った地域密着型の施設展開を行ってまいりました。

これらの施策により、スマートフォンなど顧客層が重なる他業種との競争激化や客足の伸び悩みがありましたが、自社製メダルゲーム機の寄与などもあって、客単価は増加いたしました。当期の出退店はありませんでしたので、施設数は前期末と同じく37店舗であります。

この結果、売上高は117億29百万円（前期比0.9%増）、営業利益17億87百万円（前期比58.0%増）となりました。

#### [アミューズメント機器部門]

当部門におきましては、業務用機器はメダルゲーム機「モンスターハンター メダルハンティング」や「モンハン日記 すごろくアイルー村」を発売いたしました。

また、遊技機向け関連機器につきましては、「ストリートファイターIV」が堅調に推移するとともに、開発受託の事業展開を行ってまいりました。

この結果、売上高は76億63百万円（前期比3.0%減）、営業利益8億90百万円（前期比66.2%減）となりました。

[その他部門]

その他部門につきましては、主なものはキャラクター関連のライセンス事業で、売上高は28億62百万円（前期比26.5%減）、営業利益8億77百万円（前期比20.1%減）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資は22億40百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器への投資であります。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当業界は昨年相次いで登場した新型携帯ゲーム機に加え、今年発売予定の据置型ゲーム機「Wii U」や大型タイトルの投入等により、縮小傾向が続いた家庭用ゲーム市場は回復軌道に乗るものと思われま

す。他方、既存市場が伸び悩み中、豊富なコンテンツの供給などにより破竹の勢いで利用者を増やし、ユーザー層のすそ野を広げたソーシャルゲームの急伸により、家庭用ゲーム機以外との顧客獲得競争が激化し、勢力図の色分けに影響を与えることも想定されます。

このような市場環境の変化により、プラットフォームの主導権を巡って熾烈な攻防戦が繰り広げられる状況下、ビジネスモデルの拡大を図るため、「売り切り型」のパッケージ販売以外にインターネット機能を活用した追加コンテンツやアイテム課金など、事業領域の多角化が進むものと予想されます。

産業構造が大きな転換期に入っている情勢のもと、当社といたしましては、環境の変化をチャンスとして捉え、国内外の多様な顧客ニーズに対応するため、家庭用ゲーム機、パソコン、スマートフォンおよび携帯電話などの各ハードにゲームソフトを供給するマルチプラットフォーム戦略を一層強化してまいります。

加えて、成長余力があるソーシャルゲームなどのモバイルコンテンツ事業の拡充に経営資源を投入するとともに、新ジャンルの開拓や提携ソフトの増大により商品ラインナップの充実を図るなど、市場動向に即応した経営展開により成長戦略を推し進めます。

また、ゲーム音楽や人気の高いゲームキャラクターなどとのシナジー展開により、コンテンツビジネスの強化に取り組んでまいります。

さらに、東日本大震災を契機に災害など不測の事態が発生した場合において、適切かつ迅速に対応できるよう、防災備品の設置や安否確認システムの導入に加え、新型インフルエンザ用「衛生対策キット」の備蓄など、「治に居て乱を忘れず」をモットーにリスクマネジメントの強化を図り、想定外の事象が起きても事業継続が可能な危機管理体制の構築に努めてまいります。

次期の販売戦略としては、成長シナリオの実現に向けてグローバル展開を拡大するため、「パイオハザード6」（プレイステーション 3、Xbox 360、パソコン用）や「ドラゴンズドグマ」（プレイステーション 3、Xbox 360用）など、海外に照準を合わせた大型タイトルの投入により本格的攻勢をかけてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 30 期 (平成21年3月期)	第 31 期 (平成22年3月期)	第 32 期 (平成23年3月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成24年3月期)
売 上 高(百万円)	91,878	66,837	97,716	82,065
営 業 利 益(百万円)	14,618	5,587	14,295	12,318
経 常 利 益(百万円)	13,808	5,530	12,861	11,819
当期純利益(百万円)	8,063	2,167	7,750	6,723
1株当たり当期純利益(円)	130.98	35.71	131.18	116.10
総 資 産(百万円)	106,210	86,621	90,408	98,247
純 資 産(百万円)	59,349	53,956	58,007	59,352
1株当たり純資産(円)	961.38	913.18	981.76	1,030.70

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。



## (6) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
株式会社ケーツー	3百万円	100%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	30百万円	90%	遊技機の製造および販売
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン	300百万円	100%	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコンU. S. A., INC.	159,949千米ドル	100%	家庭用ゲームソフトの開発および販売
カプコンアジアCO., LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
ビーライン・インタラクティブ, INC.	0千米ドル	100%	携帯電話向けコンテンツの配信
ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC.	0千カナダドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコン・エンタテイメント・コリアCO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	家庭用ゲームソフトの販売 オンラインゲームの開発、運営
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS	37千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC.	4,537千カナダドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの開発
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.	2,500千ユーロ	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信

- (注) 1. 当社の持株比率欄の( )内の数字は、間接所有する持株比率を内数で示しております。
2. カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC. は、カプコンU. S. A., INC. が株式を100%所有しております。
3. CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbHおよびカプコン・エンタテイメント・フランスSASは、CE・ヨーロッパLTD. が株式を100%所有しております。
4. ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC. およびビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD. は、ビーライン・インタラクティブ, INC. が株式を100%所有しております。

## ② 企業結合の経過

- ア. 平成23年4月19日をもってカプコン・インタラクティブ, INC. はビーライン・インタラクティブ, INC. に、またカプコン・インタラクティブ・カナダ, INC. はビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC. にそれぞれ商号を変更しております。
- イ. 当社は、平成23年4月19日に株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパンを設立いたしました。
- ウ. 昨年、重要な子会社として記載しておりましたカプコン・エンタテインメント, INC. は、カプコンU. S. A., INC. を存続会社として平成23年11月1日に吸収合併を行ったことにより、子会社から除外しております。
- エ. 当社子会社のビーライン・インタラクティブ, INC. は、平成24年3月15日にビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD. を設立いたしました。

## ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社14社であり、持分法適用会社は1社であります。当連結会計年度の売上高は820億65百万円（前期比16.0%減）、当期純利益は67億23百万円（前期比13.2%減）となっております。

## (7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフト、オンラインゲーム、モバイルコンテンツおよびアミューズメント機器等の企画、開発、製造、販売ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

## (8) 主要な事業所

### ① 当 社

本 社	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
研究開発ビル	大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
東京支店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上野事業所	三重県伊賀市治田3902番地

## ② 子会社

株式会社カプトロン（大阪市中央区）

株式会社ケーター（大阪市北区）

株式会社エンターライズ（東京都台東区）

株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン（大阪市中央区）

カプコンU. S. A. , INC.（米国）

カプコンアジアCO., LTD.（香港）

CE・ヨーロッパLTD.（英国）

CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbH（ドイツ）

ビーライン・インタラクティブ, INC.（米国）

ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC.（カナダ）

カプコン・エンタテイメント・コリアCO., LTD.（韓国）

カプコン・エンタテイメント・フランスSAS（フランス）

カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC.（カナダ）

ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.（英国）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,265名	176名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,698名	62名増	35.3才	8.6年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほコーポレート銀行	3,035百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,760
株式会社三井住友銀行	1,134
株式会社日本政策投資銀行	6,000

(注) 当社は、取引金融機関と総額26,500百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該貸出コミットメント契約に係る貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	26,500百万円
借入実行残高	6,500百万円
差引未実行残高	20,000百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 67,723,244株  |
| (3) 株主数      | 16,963名      |
| (4) 大株主      |              |

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,772 <sup>千株</sup>	10.02 %
有限会社クロロード	5,276	9.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,779	6.56
818517ノムラルクスマルチカレンシジエイピストクリド	2,442	4.24
辻 本 憲 三	2,007	3.49
辻 本 美 佐 子	1,964	3.41
辻 本 美 之	1,669	2.90
辻 本 春 弘	1,547	2.69
辻 本 良 三	1,545	2.68
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,189	2.07

(注) 持株比率については、自己株式数（10,138千株）を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者（CEO） ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
代表取締役社長	辻 本 春 弘	社長執行役員 兼 最高執行責任者（COO）
取 締 役	小 田 民 雄	副社長執行役員、最高財務責任者（CFO）兼 コーポレート経営管掌
取 締 役	阿 部 和 彦	専務執行役員 兼 海外事業管掌
取 締 役	山 下 佳 文	専務執行役員、人事・IT 兼 開発管理管掌
取 締 役	一 井 克 彦	専務執行役員 兼 コンシューマゲーム事業管掌
取 締 役	初 野 純 孝	アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌
取 締 役	飛 澤 宏	アジア地域管掌
取 締 役	保 田 博	公益財団法人資本市場振興財団理事長
取 締 役	松 尾 眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、 東レ株式会社社外監査役、ピリングシステム株式会社社外監査役
取 締 役	守 永 孝 之	
監 査 役(常 勤)	平 尾 一 氏	
監 査 役	家 近 正 直	弁護士法人第一法律事務所代表社員、京阪電気鉄道株式会社社外監査役、田辺三菱製薬株式会社社外監査役、株式会社日本エスコン社外監査役
監 査 役	滝 藤 浩 二	
監 査 役	三 木 茂	スクワイヤ・サンダース・三木・吉田外国法共同 事業法律特許事務所シニア・カウンセラー、株式会 社セゾン情報システムズ社外監査役

- (注) 1. 平成23年6月17日開催の第32期定時株主総会において、山下佳文および一井克彦の両氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 監査役 山口省二氏は平成23年11月30日をもって健康上の理由により辞任いたしました。
3. 監査役 山口省二氏の辞任により、社外監査役の法定員数を欠くことになったため、平成23年12月1日をもって補欠監査役 三木 茂氏が新たに監査役に就任いたしました。
4. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外取締役であります。

5. 監査役 滝藤浩二および三木 茂の両氏は、社外監査役であります。
6. 取締役 保田 博および守永孝之の両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める独立役員であります。
7. 当事業年度中に以下の取締役の担当業務の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
初野 純 孝	アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌	アミューズメント事業・P&S事業 兼 生産統制部管掌	平成23年 6 月17日

8. 社外役員の兼務先であります公益財団法人資本市場振興財団、東レ株式会社、ピリングシステム株式会社、スクワイヤ・サンダース・三木・吉田外国法共同事業法律特許事務所および株式会社セゾン情報システムズと当社の間には、特別の関係はありません。
9. 社外取締役の松尾 眞氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	573百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	42百万円 (16百万円)
合 計	16名 (6名)	616百万円 (49百万円)

- (注) 1. 上記には、平成23年11月30日をもって辞任した社外監査役1名分を含んでおります。
2. 上記には、当事業年度に係る取締役賞与127百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬額は、平成23年 6 月17日開催の第32期定時株主総会において年額 6 億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬は年額5,000万円以内）と決議いただいております。また、監査役の報酬額は、平成13年 6 月22日開催の第22期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。

### (3) 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

#### ① 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤および非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

ア. 月額報酬は定額とします。

イ. 賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。

ウ. 上記の報酬のほか、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

#### ② 監査役の報酬等について

監査役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤を勘案のうえ、各監査役の協議により決定しております。

### (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	保田 博	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	松尾 眞	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	守永孝之	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回(93.8%)出席し、主に長年、他社の経営に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	滝藤浩二	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しており、主に長年、警察行政に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	三木 茂	平成23年12月1日の就任後に開催した取締役会5回のうち、全てに出席し、また監査役会5回のうち、全てに出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	山口省二	平成23年11月30日に辞任するまでに開催された取締役会は全て欠席し、また監査役会についても9回のうち2回(22.2%)の出席となりました。



#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

###### ① 当事業年度に係る報酬等の額

55百万円

###### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

###### ③ 当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、CE・ヨーロッパLTD. につきましてはKPMG LLPが会計監査人となっております。また、カプコンU.S.A., INC. につきましてはプライスウォーターハウスクーパース LLPが会計監査人となっております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、不再任については、上記のほか諸事情を勘案のうえ、監査役会と取締役会の協議に基づき決定を行います。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

#### ① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

#### ② また、業務の適正を確保するための体制として以下の項目の整備を進めております。

##### ア. 情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っております。

##### イ. リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めております。

##### ウ. 効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めております。

##### エ. 法令遵守体制の整備

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

##### オ. グループ会社全体の管理体制

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

##### カ. 業務監査体制の整備

監査役は、監査方針に基づき取締役や使用人の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上1名の専従スタッフが補助業務の任に当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ております。

③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要およびその実現に資する取組み

ア. 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

イ. 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・販売、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

ウ. 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰やソーシャルゲーム参入による競争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。

当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

かかる見解を具体化する施策として、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割り当てを行うことを主眼とした「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧施策」といいます。）を導入し、平成22年6月18日開催の第31期定時株主総会において、旧施策に所要の修正（以下、「本施策」といいます。）を行い、これを継続することを決議しております。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルールならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容をあらかじめ設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本施策においては、大規模買付対抗措置の内容および発動等に際して取締役の恣意的判断を排除し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があります。また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

よって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであります。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>【 75,038】</b>	<b>流動負債</b>	<b>【 29,327】</b>
現金および預金	24,752	支払手形および買掛金	7,257
受取手形および売掛金	17,285	短期借入金	7,259
商品および製品	1,793	リース債務	322
仕掛品	443	未払法人税等	2,977
原材料および貯蔵品	1,417	繰延税金負債	7
ゲームソフト仕掛品	22,373	賞与引当金	2,111
繰延税金資産	4,239	返品調整引当金	118
その他	2,791	資産除去債務	19
貸倒引当金	△ 58	その他	9,254
<b>固定資産</b>	<b>【 23,208】</b>	<b>固定負債</b>	<b>【 9,567】</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 12,844)</b>	長期借入金	6,145
建物および構築物	5,125	リース債務	429
機械装置および運搬具	21	繰延税金負債	225
工具、器具および備品	1,052	退職給付引当金	1,509
アミューズメント施設機器	1,637	資産除去債務	325
土地	4,298	その他	932
リース資産	709		
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 3,911)</b>	<b>負債合計</b>	<b>38,895</b>
のれん	291		
その他	3,619	<b>【純資産の部】</b>	
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 6,452)</b>	<b>株主資本</b>	<b>【 66,049】</b>
投資有価証券	368	資本金	33,239
繰延税金資産	908	資本剰余金	21,328
破産更生債権等	265	利益剰余金	27,328
差入保証金	4,522	自己株式	△15,846
その他	663	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>【△ 6,697】</b>
貸倒引当金	△ 275	その他有価証券評価差額金	△ 46
		為替換算調整勘定	△ 6,650
<b>資産合計</b>	<b>98,247</b>	<b>純資産合計</b>	<b>59,352</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>98,247</b>

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		82,065
売 上 原 価		49,609
売 上 総 利 益		32,456
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		12
差 引 売 上 総 利 益		32,469
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		20,150
営 業 利 益		12,318
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	85	
受 取 配 当 金	10	
受 取 和 解 金	67	
そ の 他	126	289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	115	
為 替 差 損	456	
支 払 手 数 料	66	
そ の 他	151	788
経 常 利 益		11,819
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8	8
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	321	
減 損 損 失	80	402
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,425
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	3,513	
法 人 税 等 調 整 額	1,188	4,701
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		6,723
当 期 純 利 益		6,723

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	33,239	21,328	22,945	△13,143	64,370
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,340		△2,340
当 期 純 利 益			6,723		6,723
自 己 株 式 の 取 得				△2,703	△2,703
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	4,383	△2,703	1,679
当 期 末 残 高	33,239	21,328	27,328	△15,846	66,049

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△56	△6,305	△6,362	58,007
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,340
当 期 純 利 益				6,723
自 己 株 式 の 取 得				△2,703
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	9	△344	△334	△334
当 期 変 動 額 合 計	9	△344	△334	1,344
当 期 末 残 高	△46	△6,650	△6,697	59,352



# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

14社 (国内) 株式会社カプトロン  
株式会社ケーツー  
株式会社エンターライズ  
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン  
(海外) カプコンU. S. A., INC.  
カプコンアジアCO., LTD.  
CE・ヨーロッパLTD.  
CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbH  
ビーライン・インタラクティブ, INC.  
ビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC.  
カプコン・エンタテイメント・コリアCO., LTD.  
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS  
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー, INC.  
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.

- (注) ① 株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパンおよびビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。  
また、カプコン・インタラクティブ, INC. はビーライン・インタラクティブ, INC. に、カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC. はビーライン・インタラクティブ・カナダ, INC. に商号を変更しております。
- ② カプコン・エンタテイメント, INC. については、当連結会計年度において連結子会社であるカプコンU. S. A., INC. と合併し消滅したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数

1社 (海外) ストリートファイター・フィルム, LLC

### 3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法に基づく原価法

- ② 商品および製品・仕掛品・原材料および貯蔵品…主として移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ③ ゲームソフト仕掛品……………ゲームソフトの開発費用(コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分)は、個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)……………建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。ただし、在外連結子会社については一部の子会社を除き定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建物および構築物	3～50年
アミューズメント施設機器	3～20年
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法、オンラインコンテンツについては見積サービス提供期間(2～3年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、リース契約上に残価保証の取決めのある場合においては、当該残価保証額を残存価額としております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(552百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 返品調整引当金……………決算期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

(4) のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、発生の実態に基づいて償却期間を見積り、4年で均等償却しております。なお、金額の重要性が乏しいものについては一括償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 4. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

(1) 担保に供している資産	建物	3,817百万円
	土地	3,314百万円
	計	7,131百万円
(2) 担保提供資産に対応する債務	短期借入金	260百万円
	1年内返済予定の長期借入金 (流動負債の「短期借入金」)	490百万円
	長期借入金	140百万円
	計	890百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,712百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 3. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### イ 当該資産除去債務の概要

事業所およびアミューズメント施設事業における営業店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

事業所の使用見込み期間を当該固定資産の減価償却期間（主に15年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（主に1.885%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

アミューズメント施設事業における営業店舗は使用見込み期間を賃貸借契約期間（主に6～10年）と見積り、割引率は当該契約期間に見合う国債の流通利回り（主に0.723～1.395%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	340百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
時の経過による調整額	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	344百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

#### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要および減損損失の金額

用途	場所	種類	金額(百万円)
処分予定資産	静岡県静岡市	土地	37
		建物および構築物	23
		アミューズメント施設機器等	18
合 計			80

#### (2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業に供している資産のうちオンラインゲーム用コンテンツ、賃貸用資産、遊休資産および処分予定資産を個別単位にグルーピングを行い、その他の事業用資産を事業セグメントに基づきグルーピングを行っております。

#### (3) 減損損失の認識に至った経緯

処分予定資産は、営業方針を変更し処分の決定をしたことから、収益性の低下により該当資産の帳簿価額の回収が見込まれないため、減損損失を計上いたしました。

#### (4) 回収可能価額の算定方法

処分予定資産のうち、売却を予定しているものについては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額をもとに算定した正味売却可能価額を回収可能価額としております。  
除却を予定しているものについては、回収可能価額を零としております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

当連結会計年度末における発行済株式の総数は、普通株式67,723,244株であります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,477百万円	25円	平成23年3月31日	平成23年6月20日
平成23年10月26日 取締役会	普通株式	863百万円	15円	平成23年9月30日	平成23年11月17日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において次のとおり付議することを予定しております。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 1,439百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月18日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金の運用を、原則として元本の償還および利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。

借入金の用途は運転資金および設備投資資金であります。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する定め等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
a	現金および預金	24,752	24,752	—
b	受取手形および売掛金	17,285	17,285	—
c	差入保証金	4,522	4,470	△52
資産 計		46,561	46,508	△52
a	支払手形および買掛金	7,257	7,257	—
b	短期借入金	7,259	7,259	—
c	長期借入金	6,145	6,151	6
負債 計		20,662	20,668	6

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

a. 現金および預金、ならびにb. 受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

c. 差入保証金

差入保証金の時価については、将来返還される金額を回収期間に応じた国債利回りで割り引いて算定する方法によっております。

### 負 債

a. 支払手形および買掛金、ならびにb. 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

c. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,030円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 116円10銭   |

# 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	【 50,278】	流動負債	【 24,598】
現金および預金	8,006	支払手形	513
受取掛金	24	買掛金	3,885
売掛金	12,000	短期借入金	6,500
商品および製品	1,318	リース債務	321
仕掛品	421	未払金	4,990
原材料および貯蔵品	1,313	未払費用	1,146
ゲームソフト仕掛品	20,146	未払法人税等	2,131
前払費用	88	未払消費税等	57
繰延税金資産	746	前受金	2,923
繰延税金負債	5,258	預り金	450
関係会社短期貸付	850	賞与引当金	1,538
未収入金	504	返品調整引当金	118
その他の他金	189	資産除去債務	19
貸倒引当金	△ 589	その他の他	1
<b>固定資産</b>	【 39,452】	<b>固定負債</b>	【 8,859】
(有形固定資産)	( 3,604)	長期借入金	6,000
建物	475	リース債務	423
構築物	1	退職給付引当金	1,493
機械および装置	16	資産除去債務	320
車両運搬具	3	その他の他	621
工具、器具および備品	761		
アミューズメント施設機器	1,637	<b>負債合計</b>	33,457
土地	0		
リース資産	708	<b>【純資産の部】</b>	
(無形固定資産)	( 3,448)	株主資本	【 56,294】
のれん	15	資本金	33,239
商標権	0	資本剰余金	21,328
ソフトウェア	1,246	資本準備金	13,114
ソフトウェア仮勘定	373	その他資本剰余金	8,214
オンラインコンテンツ	84	利益剰余金	17,572
オンラインコンテンツ仮勘定	1,711	その他利益剰余金	17,572
その他の他	15	自己株式	△15,846
(投資その他の資産)	( 32,399)	<b>評価・換算差額等</b>	【 △ 21】
投資有価証券	369	その他有価証券評価差額金	△ 21
関係会社株式	23,848		
その他の関係会社有価証券	0	<b>純資産合計</b>	56,272
関係会社長期貸付	1,140		
破産更生債権等	265	<b>負債純資産合計</b>	89,730
長期前払費用	80		
繰延税金資産	751		
繰延税金負債	5,639		
差入保証金	581		
その他の他金	275		
貸倒引当金	△ 275		
<b>資産合計</b>	89,730		



# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		64,159
売 上 原 価		45,545
売 上 総 利 益		18,613
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		12
差 引 売 上 総 利 益		18,626
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		12,798
営 業 利 益		5,828
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	10	
受 取 和 解 金	67	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	108	
そ の 他	113	351
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102	
為 替 差 損	515	
支 払 手 数 料	64	
そ の 他	86	769
経 常 利 益		5,410
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	165	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	8	
減 損 損 失	18	251
税 引 前 当 期 純 利 益		5,158
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	2,652	
法 人 税 等 調 整 額	58	2,711
当 期 純 利 益		2,447

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	33,239	13,114	8,214	17,466	△13,143	58,891
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△2,340		△2,340
当 期 純 利 益				2,447		2,447
自 己 株 式 の 取 得					△2,703	△2,703
自 己 株 式 の 処 分			0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	106	△2,703	△2,597
当 期 末 残 高	33,239	13,114	8,214	17,572	△15,846	56,294

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△107	△107	58,783
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,340
当 期 純 利 益			2,447
自 己 株 式 の 取 得			△2,703
自 己 株 式 の 処 分			0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	86	86	86
当 期 変 動 額 合 計	86	86	△2,510
当 期 末 残 高	△21	△21	56,272

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品および製品・仕掛品・原材料および貯蔵品…主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ゲームソフト仕掛品……………ゲームソフトの開発費用(コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分)は、個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……………建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～50年

アミューズメント施設機器 3～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法、オンラインコンテンツについては見積サービス提供期間(2～3年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、リース契約上に残価保証の取決めのある場合においては、当該残価保証額を残存価額としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、会計基準変更時差異(542百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ④ 返品調整引当金……………決算期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺消去後の金額57万円は、貸借対照表上「未払消費税等」として表示しております。

## 2. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,172百万円  
 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 保証債務  
 当社は、CE・ヨーロッパLTD. の仕入債務に対し15百万ユーロを上限とする根保証を行っております。また、カプコンU. S. A., INC. の仕入債務に対し根保証を行っております。  
 なお、上記保証債務の当事業年度末現在の残高は次のとおりであります。  

CE・ヨーロッパLTD.	387百万円
カプコンU. S. A., INC.	81百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務  

短期金銭債権	5,026百万円
長期金銭債権	2,280百万円
短期金銭債務	2,565百万円
長期金銭債務	5百万円
4. 資産除去債務関係  
 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
  - イ 当該資産除去債務の概要  
 事業所およびアミューズメント施設事業における営業店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
  - ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法  
 事業所の使用見込み期間を当該固定資産の減価償却期間（主に15年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（主に1.885%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。  
 アミューズメント施設事業における営業店舗は使用見込み期間を賃貸借契約期間（主に6～10年）と見積り、割引率は当該契約期間に見合う国債の流通利回り（主に0.723～1.395%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
  - ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減  

期首残高	336百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円
期末残高	339百万円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する取引高  
売 上 高 8,200百万円  
仕 入 高 10,344百万円  
営業取引以外の取引 39百万円

2. 減損損失

当事業年度において当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

- (1) 減損損失を認識した資産グループの概要および減損損失の金額

用 途	場 所	種 類	金額(百万円)
処分予定資産	静岡県静岡市	アミューズメント施設機器等	18
合 計			18

- (2) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業に供している資産のうちオンラインゲーム用コンテンツおよび処分予定資産を個別単位にグルーピングを行い、その他の事業用資産を事業セグメントに基づきグルーピングを行っております。

- (3) 減損損失の認識に至った経緯

処分予定資産は、営業方針を変更し処分の決定をしたことから、収益性の低下により該当資産の帳簿価額の回収が見込まれないため、減損損失を計上いたしました。

- (4) 回収可能価額の算定方法

除却を予定しており、回収可能価額を零としております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 10,138,856株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	582百万円
退職給付引当金	530百万円
役員退職慰労金	138百万円
たな卸資産	3,998百万円
前受収益	420百万円
関係会社株式	317百万円
返品調整引当金	44百万円
減価償却費	128百万円
前払費用	76百万円
減損損失	157百万円
その他	669百万円
小計	7,065百万円
評価性引当金額	△1,056百万円
繰延税金資産の合計	6,009百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っているファイナンス・リース取引

- |                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 1. 当事業年度末におけるリース物件の取得原価相当額    | 357百万円 |
| 2. 当事業年度末におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 315百万円 |
| 3. 当事業年度末におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 35百万円  |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社カプトロン	大阪市中央区	1,640 百万円	不動産の賃貸および管理	100.0	兼任 3名	事業所等の賃借	事業所等の賃借	1,021	差入保証金	1,140
								資金の貸付	140	関係会社長期貸付金	1,140
子会社	カプコン U. S. A., INC.	米国カリフォルニア州サンマテオ市	159,949 千米ドル	家庭用ゲームソフトの開発および販売	100.0	兼任 5名	当社製品の販売、ゲームソフト開発の委託および受託	販売ロイヤリティの受取等	3,393	売掛金	2,417
								ゲームソフト開発委託の報酬の支払等	8,505	未払金	918
								ゲームソフト開発受託の報酬の受取等	1,612	前受金	1,473
子会社	CE・ヨーロッパLTD.	英国ロンドン市	1,000 千英ポンド	家庭用ゲームソフトの販売	100.0	兼任 6名	当社製品の販売	販売ロイヤリティの受取等	1,625	売掛金	1,161

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

上記の取引につきましては、市場価格等を参考に決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 977円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 42円26銭  |



## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 カプコン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 萩森正彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カプコンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カプコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

株式会社 カプコン

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カプコンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の上業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人「あらた監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月17日

株式会社 カプコン 監査役会

常勤監査役 平尾 一 氏 ⑩

監査役 家近 正直 ⑩

監査役 滝藤 浩二 ⑩

監査役 三木 茂 ⑩

(注) 監査役滝藤浩二、監査役三木 茂は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円	総額	1,439,609,700円
----------------	----	----------------

(注) 中間配当(1株につき15円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき40円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月18日

## 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひら お かず し 平 尾 一 氏 (昭和26年9月25日生)	昭和50年4月 日立造船株式会社入社 昭和62年4月 同社主事 昭和63年6月 当社入社 平成9年4月 当社海外業務部長 平成11年7月 当社執行役員海外事業部長 平成14年10月 当社総務部長 平成16年4月 当社IR室長 平成16年6月 当社監査役（常勤）（現任）	4,110株
2	いえ ちか まさ なお 家 近 正 直 (昭和8年7月18日生)	昭和37年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 昭和56年4月 大阪弁護士会副会長 日本弁護士連合会理事 昭和63年3月 法務省法制審議会商法部会委員 平成6年6月 田辺三菱製薬株式会社社外監査役（現任） 平成10年6月 京阪電気鉄道株式会社社外監査役（現任） 平成13年4月 株式会社日本エスコン社外監査役（現任） 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 甲南大学法科大学院教授 平成19年12月 弁護士法人第一法律事務所代表社員（現任） 平成20年6月 当社監査役（現任）  (重要な兼職の状況) ・ 弁護士法人第一法律事務所代表社員 ・ 京阪電気鉄道株式会社社外監査役 ・ 田辺三菱製薬株式会社社外監査役 ・ 株式会社日本エスコン社外監査役	1,950株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いわさき よしひこ 岩崎吉彦 (昭和27年5月19日生) ※	昭和54年4月 国税庁入庁 昭和61年7月 伊集院税務署長 平成9年7月 広島国税局徴収部長 平成11年7月 広島国税局調査査察部長 平成15年7月 国税庁長官官房企画官 平成19年7月 名古屋国税局総務部長 平成20年7月 税務大学校教頭 平成21年7月 金沢国税不服審判所長 平成22年7月 札幌国税不服審判所長 平成23年7月 税務大学校副校長	0株
4	まつぎき あきひこ 松崎彬彦 (昭和20年12月1日生) ※	昭和43年4月 警察庁入庁 昭和50年2月 兵庫県警察本部警備部外事課長 昭和54年5月 在タイ日本国大使館一等書記官 昭和63年7月 鳥取県警察本部長 平成5年4月 長野県警察本部長 平成8年8月 中部管区警察局長 平成9年9月 財団法人日本道路交通情報センター理事 平成14年4月 警察共済組合監事 平成15年9月 警察共済組合理事 平成17年3月 株式会社紀尾井共済社長 平成21年7月 警察職員生活協同組合監事（非常勤）（現任）	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者 岩崎吉彦および松崎彬彦の両氏は、社外監査役候補者ではありません。
4. 岩崎吉彦氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、税務行政の実務経験などが当社にとって有用と判断したためであります。
5. 松崎彬彦氏を社外監査役候補者とした理由は、長年警察行政に携わった豊富な経験と知識をコーポレート・ガバナンスの一層の充実等に活かしていただくためであります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の社外監査役 岩崎吉彦氏および松崎彬彦氏の補欠の監査役として、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かな もり ひとし 金 森 仁 (昭和29年9月25日生)	昭和59年4月 東京地方検察局検事 昭和60年4月 山形地方検察局検事 昭和63年4月 新潟地方検察局検事 平成2年4月 東京地方検察局検事 平成4年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成5年4月 山王法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成8年2月 社会福祉法人武蔵野会理事(現任) 平成14年4月 財団法人中小企業国際人材育成事業団(現 公益財団法人国際人材育成機構)評議員(現任) 平成17年4月 筑波大学法学科大学院客員教授  (重要な兼職の状況) ・山王法律事務所パートナー弁護士	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補者 金森 仁氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 金森 仁氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての的確な指導や助言などが当社にとって有用であると判断したためであります。



#### 第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人あらた監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号 従たる事務所 札幌、仙台、北陸、北関東、東関東、横浜 名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡
沿 革	昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月設立）と 合併し、名称を朝日監査法人とする。 平成16年1月 あずさ監査法人（平成15年2月設立）と合併 し、名称をあずさ監査法人とする。 平成22年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更する。
概 要 (平成24年3月31日現在)	資本金 3,000百万円  構成人員 公認会計士 2,854名（代表社員33名、社員537名） 会計士補 61名 会計士試験合格者 1,483名 専門員 749名（特定社員42名） その他職員 597名 合 計 5,744名

(注) 人員には、非常勤者の数を含んでおりません。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、平成13年6月22日開催の第22期定時株主総会において、「年額5,000万円以内」とご承認いただき、現在に至っております。

しかし、その後の経済情勢や経営環境の大きな変化に伴い、監査役の責務が増大していることから、監査体制の一層の充実を図ることを目的に今後の監査役の増員に対応できるよう、監査役の報酬額を「年額8,500万円以内」といたしたく、改定をお願いするものであります。

なお、監査役の員数は現在4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと現在と同数の4名となります。

## 第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株券等（注1）の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧施策」といいます。）に関しましては、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会によりご承認をいただき、平成22年6月18日開催の第31期定時株主総会により「旧施策」に所要の修正を行い、継続のご承認をいただきましたが、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

つきましては、平成24年5月18日開催の当社取締役会において、これを継続すること（以下「本施策」といいます。）を決議いたしました。本施策が株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするため株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお本施策は、当該取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、出席監査役全員が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、現時点におきまして、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案等を受けている事実はありません。

本施策の内容は、次のとおりであります。

---

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を行います。以下、同じとします。

## I 本施策継続の目的について

### 1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または②当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

### 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

#### (1) 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

---

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・販売、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

現在は以下の施策を推し進めております。

- (ア) コア事業である家庭用ゲームソフトの開発、販売拡大に経営資源を集中しております。
  - (イ) 開発戦略といたしましては、市場動向を勘案しつつ、マルチプラットフォーム展開を推し進めております。
  - (ウ) 每期安定した売上や収益の確保を図るため、新規ユーザーの開拓や既存顧客の深耕などにより、アミューズメント施設の集客展開に注力しております。
  - (エ) 通信環境の進展および市場環境の変化に伴い、オンライン事業ならびにモバイルコンテンツ事業の強化に取り組んでおります。
  - (オ) 海外市場での販売拡大を図るため、現地法人の強化などにより積極的なグローバル展開を行っております。
  - (カ) 当社の豊富なコンテンツの活用により、新規市場の開拓と既存市場の掘り起しに努めるとともに、遊技機向け関連機器への注力やソーシャルゲームの運営に参入するなど、新たなビジネスチャンスを切り開くため努力しております。
  - (キ) 当社コンテンツの有効活用により付加価値を創造するとともに、シナジー効果の創出によりブランド価値を高めております。
  - (ク) 財務構造の強化を図るため、每期安定したキャッシュ・フローの創出に努めております。
- (3) 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰やソーシャルゲーム参入による競争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、以下の戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

(ア) 重点戦略部門の強化

競争力の優位性を図るため、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発とマーケティング部門の強化を柱に経営資源を集中してまいります。

(イ) 海外展開の注力

国内市場の成熟化に伴い、今後の事業拡大には海外市場への注力が不可欠であります。このため、重要な子会社であるカプコンU.S.A., INC.をはじめ、海外現地法人の経営改革などにより、グループ全体の事業の再構築を推し進めるとともに、戦略的な海外展開を図ってまいります。

(ウ) 事業の選択と集中

開発資源の効率活用を図る一環として、明確なビジョンとスピード経営により活力を生み出すとともに、グループ全体の総合力を発揮させるため、成長分野への投資や不採算事業からの撤退を行うなど、選択と集中によるグループ会社のスクラップ・アンド・ビルドにより企業価値の向上に努めてまいります。

(エ) 事業領域の拡大

経営環境の変化に対応して、事業領域を拡大するため携帯電話やスマートフォン（高機能携帯電話）などのゲーム専用機以外に向けたゲーム配信事業への注力やソーシャルゲーム運営の参入など、コンテンツビジネスの拡大に傾注してまいります。

(オ) 企業体質の強化

経営革新により機動的な事業運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けて体制作りを推し進めております。

この一環として、国内外の関係会社を含めた的確なマネジメント体制による戦略的なグループ運営と財務構造の改革などにより、経営体質を高めております。

### 3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

平成24年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の25.47%が保有されておりますが、一方で当社の株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続き等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するものであります。

## II 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2. (1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2. (2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3. (2) (3)）。

### 2. 大規模買付ルール

#### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の議決権保有割合および保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容および条件
- ⑤ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑥ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

- ⑪ 重要提案行為等（注8）を行うことを目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件および時期
- ⑫ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記2. (3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。ただし、大規模買付者が提出する情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等に関して、独立委員会（後記2. (3)）の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付行為対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

---

（注8） 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する「重要提案行為等」をいいます。



### (3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、前記2.(1)に定める本情報ならびに本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、以下の事項について取締役会に勧告を行います。

#### ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記2.(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

#### ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3.(2)①）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

#### ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)②）を具備しているか否かについて検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、現在の独立委員会の委員は、2名の現任の社外取締役、社外有識者1名を加えた合計3名により構成されており、本施策継続時の独立委員会の委員には、別紙3記載の各氏を再任する予定です。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でない当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (オ) 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (カ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適当な買付であると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記3. (2)②ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、または(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(ア) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他大規模買付が存しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が前記3. (2)②ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

#### 4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認により効力を発生し、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

#### 5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成24年5月18日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### III 本施策の合理性について

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

#### 2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Iに述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記Ⅱに述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

### 3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記Ⅱにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

### 4. 継続手続きおよび改廃の可能性

本施策は、平成24年5月18日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、出席取締役全員の賛成により決定されたものであります。なお、当該取締役会において、出席監査役全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見が述べられています。

また、前記Ⅱ.4.に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は2年としておりますが、いわゆる期差任期制を採用していませんので、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

加えて、当社はゲーム開発期間が長期にわたることを勘案し、当該経営責任を果たすため、取締役の任期を2年としておりますが、「取締役の選任議案」と「買収防衛策の継続議案」を毎年交互に定時株主総会に付議することにより、経営責任に対する株主の意思を確認できるものと考えます。

### 5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅱ.3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅱ.3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### IV 本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

##### 1. 大規模買付ルールが株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者およびそれに対する当社の動向にご注意ください。

##### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、前記Ⅱ. 3. (3)において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後には売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 当社株式の状況（平成24年3月31日現在）

・発行可能株式総数	150,000,000株
・発行済株式の総数	67,723,244株
・株主数	16,963名
・大株主	

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,772千株	10.02%
有限会社クロロード	5,276	9.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,779	6.56
818517ノムラルクスマルチカレンシジエイピストクリド	2,442	4.24
辻本憲三	2,007	3.49
辻本美佐子	1,964	3.41
辻本美之	1,669	2.90
辻本春弘	1,547	2.69
辻本良三	1,545	2.68
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,189	2.07

(注) 持株比率については、自己株式数（10,138千株）を控除して算出しております。



## 独立委員会規則の概要

## 1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

## 2. 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

## 3. 委員会の権限

(1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

- ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について
- ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

- ① 大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
- ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価
- ③ 前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項

(3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。

- ① 大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
- ② 大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表
- ③ 大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
- ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

#### 4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

## 独立委員会委員候補者略歴

保田 博（やすだ ひろし：昭和7年5月14日生）

## 【略歴】

昭和32年4月	大蔵省入省
昭和48年11月	大蔵大臣秘書官
昭和52年1月	内閣総理大臣秘書官
昭和63年6月	大蔵省大臣官房長
平成2年6月	大蔵省主計局長
平成3年6月	大蔵事務次官
平成6年5月	日本輸出入銀行総裁
平成11年10月	国際協力銀行総裁
平成13年9月	関西電力株式会社顧問
平成14年1月	読売国際経済懇話会理事長（現任）
平成14年7月	日本投資者保護基金理事長
平成16年6月	株式会社資生堂社外監査役
平成16年8月	財団法人資本市場振興財団（現 公益財団法人資本市場振興財団） 理事長（現任）
平成19年6月	当社社外取締役（現任）

（注）1. 保田 博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

守 永 孝 之（もりなが たかゆき：昭和15年9月5日生）

【略 歴】

昭和39年4月	日本輸出入銀行入行
平成4年4月	同行人事部長
平成6年8月	同行大阪支店長
平成8年4月	同行理事
平成10年9月	矢崎総業株式会社常務取締役
平成12年9月	同社専務取締役
平成18年6月	同社取締役副会長
平成19年6月	同社取締役相談役
平成20年6月	同社非常勤顧問
平成21年6月	当社社外取締役（現任）

- （注）1. 守永孝之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

松 井 義 侑（まつい よしゆき：昭和11年8月4日生）

【略 歴】

昭和34年4月	ダイワ精工株式会社（現 グローブライド株式会社）入社
昭和37年4月	同社取締役副社長
昭和46年5月	同社代表取締役副社長
昭和57年10月	同社代表取締役社長
昭和62年6月	同社代表取締役会長
平成7年6月	同社代表取締役社長
平成12年7月	同社代表取締役会長
平成13年3月	同社取締役会長
平成15年6月	同社名誉会長（現任）

- （注）同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注9）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注10）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注11）（以下、①ないし⑥に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

## 11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

---

(注9) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10) 「特定大量買付者」とは、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

以上

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。  
（注）「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成24年6月14日（木曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら末尾記載の株主名簿管理人のヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」をいいます。）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送（議決権行使書用紙）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

**インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ**

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00 通話料無料）



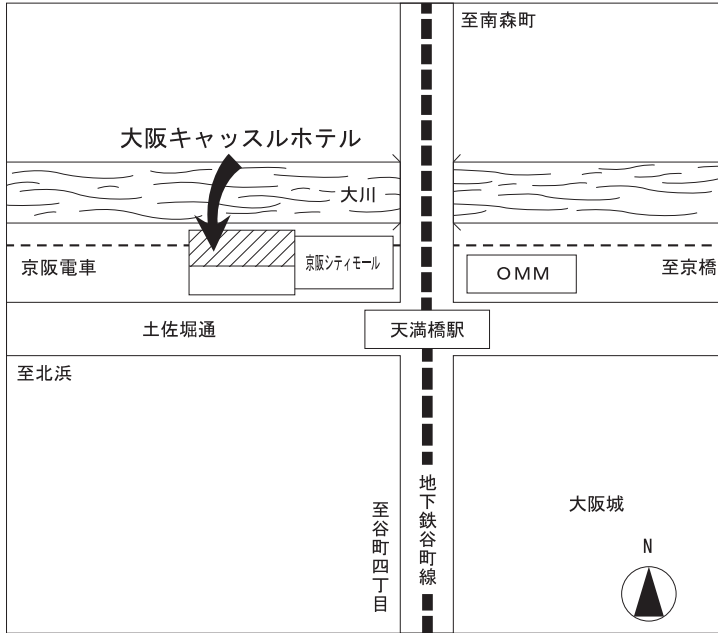






# 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号  
大阪キャッスルホテル 6階会場  
電話 (06) 6942-2401 (代表)



◎京阪電車、地下鉄谷町線「天満橋駅」下車